

HiDax 合同会社 事業基準単価規程

（目的）

第1条 この規程は、HiDax 合同会社（以下「会社」という）が業務委託契約、コンサルティング契約その他の役務提供契約を締結するに当たり、業務の性質に応じて適用する人件費の基準単価について必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、会社が締結する次の各号に掲げる契約に基づく人件費の算定に適用する。

- 1 業務委託契約
- 2 コンサルティング契約
- 3 調査、分析、企画、実証等の役務提供を内容とする契約
- 4 その他、会社が役務を提供する一切の契約

（業務カテゴリの定義）

第3条 会社が提供する業務は、その性質、専門性及び責任度合いに応じて、次の各号に掲げる6つのカテゴリに区分する。

（1）カテゴリA：高度専門コンサルティング業務

科学的実証分析、専門技術指導、業界最先端の知見提供等、高度な専門性と独自判断を要する業務

（2）カテゴリB：専門コンサルティング業務

高度な経営戦略立案、専門領域の調査研究、上級アドバイザー等を担う業務

（3）カテゴリC：戦略コンサルティング業務

事業戦略立案、大型プロジェクト企画、組織変革支援等を担う業務

（4）カテゴリD：上級推進業務

プロジェクトマネジメント、上級アドバイザー、中規模プロジェクトの統括等を担う業務

（5）カテゴリE：事業推進・取りまとめ業務

補助事業の運営管理、進捗管理、関係者調整、成果取りまとめ、報告書作成等を担う業務

(6) カテゴリ F : 補助業務

データ整理、資料作成補助、記録、事務補助等の定型業務

(事業基準単価)

第4条 各カテゴリにおける事業基準単価は、別表1のとおりとする。

- 2 事業基準単価は、対象業務に従事した時間に当該単価を乗じた額をもって人件費として算定する。

(単価の構成)

第5条 事業基準単価には、次の各号に掲げる費用を含むものとする。

- 1 基本給、諸手当、賞与その他の給与
 - 2 法定福利費（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険その他の事業主負担分）
 - 3 退職給付引当金
 - 4 福利厚生費
- 2 前項にかかわらず、一般管理費（事務所家賃、通信費、減価償却費、消耗品費その他の間接経費）は事業基準単価に含めない。一般管理費の取扱いは、個別の契約内容に応じて定めるものとする。

(標準稼働時間)

第6条 事業基準単価における標準稼働時間は、次の各号のとおりとする。

- 1 1日 5時間
 - 2 1週 25時間
 - 3 1月 約110時間（年間1,320時間／12月）
- 2 前項にかかわらず、契約内容により別段の定めをすることができる。

(単価設定の根拠)

第7条 事業基準単価は、次の各号に掲げる事項を勘案して設定する。

- 1 各カテゴリの業務性質、専門性及び責任度合い
- 2 国土交通省「設計業務委託等技術者単価」その他の公的単価指標

3 民間コンサルティング業界における同等業務の市場単価水準

4 その他、社長が適当と認める事項

（業務カテゴリの判定）

第8条 受託業務がいずれのカテゴリに該当するかは、別表2「カテゴリ判定マトリクス」に基づき、業務性質、要求される専門性及び責任度合いを総合的に勘案して、社長が決定する。

2 一の契約に複数のカテゴリの業務が含まれる場合は、業務ごとに該当カテゴリを判定し、それぞれの単価を適用することができる。

（単価の改定）

第9条 事業基準単価は、原則として年1回見直しを行い、必要に応じて改定する。

2 単価の改定は、社長の決裁により行うものとする。

（規程の改廃）

第10条 本規程の改廃は、社長の決裁により行う。

附 則

1 本規程は、令和7年4月1日より制定実施する。

2 本規程は、令和8年4月1日付けで第1次改定を行い、同日より改定実施する。

改定履歴

制定・改定日	版	改定内容
令和7年4月1日	制定	制定（業務カテゴリ別6階層単価体系の運用開始）
令和8年4月1日	第1次改定	単価水準を見直し（令和7年度から据置）／カテゴリ判定マトリクス（別表2）を新設

別表 1 事業基準単価表

(第 4 条関係)

カテゴリ	業務性質	時間単価 (円/h)	日額 (円/ 5h)	想定業務例
A	高度専門コンサルティング業務	25,000	125,000	科学的実証分析・専門技術指導
B	専門コンサルティング業務	20,000	100,000	高度経営戦略・専門領域調査研究
C	戦略コンサルティング業務	15,000	75,000	事業戦略立案・大型プロジェクト企画
D	上級推進業務	10,000	50,000	PM・上級アドバイザー
E	事業推進・取りまとめ業務	5,000	25,000	補助事業運営管理・進捗管理・成果取りまとめ
F	補助業務	2,500	12,500	データ整理・記録・事務補助

(注 1) 上記単価は税抜きとする。

(注 2) 日額は標準稼働時間 1 日 5 時間に基づき算定。

(注 3) 本単価には、第 5 条第 1 項各号に掲げる費用を含む。一般管理費は単価に含まない (第 5 条第 2 項)。

別表 2 カテゴリ判定マトリクス

(第 8 条関係)

受託業務のカテゴリ判定にあたり、次の評価項目について該当性を判定し、総合的にカテゴリを決定する。

カテゴリ	業務性質	要求される専門性	責任度合い	独自判断の程度
A	科学的分析・専門技術指導等、独創的な業務	極めて高度（業界最先端）	最終判断・全責任	ほぼ全面的に独自判断
B	高度な戦略立案・専門調査研究	高度（豊富な専門知識・経験）	最終判断・全責任	広範に独自判断
C	戦略立案・大型企画	高度（戦略立案能力）	中核判断・主要責任	主要部分の独自判断
D	PM・上級アドバイザー	中～高（マネジメント能力）	一定の責任範囲	運営判断・調整判断
E	事業運営管理・取りまとめ・関係者調整	中（運営実務経験）	事業運営の責任	運営実務の判断
F	定型業務（データ整理・記録等）	基礎的（一般事務能力）	作業範囲の責任	ほぼ指示に従う

（注）判定にあたっては、上記の各評価項目を総合的に勘案し、最も該当度の高いカテゴリを選定する。

（参考）国土交通省「設計業務委託等技術者単価」との対応関係

カテゴリ	国交省単価との対応関係	R8 沖縄県単価（参考）
A	主任技術者を大幅に超える専門家水準	¥11,287.5/h（主任技術者）の約 2.2 倍
B	主任技術者を超える水準	主任技術者の約 1.8 倍
C	主任技術者を超える水準	主任技術者の約 1.3 倍

D	理事・技師長相当	¥10,350/h（日額 82,800 円）
E	技師(C)相当	¥5,312.5/h（日額 42,500 円）の 約 94%水準
F	技術員相当（補助職階）	¥4,587.5/h（日額 36,700 円）の 約 55%水準

制定日：令和 7 年 4 月 1 日

改定日：令和 8 年 4 月 1 日

HiDax 合同会社



代表社員 日高 俊郎